

新型コロナウイルス感染症に係る
北海道 経営環境変化対応貸付【認定企業】 利子補給制度について

(趣旨・目的)

恵庭市では、新型コロナウイルス感染症等により、経営に影響を受けている事業者を対象に、北海道が実施する経営環境変化対応貸付【認定企業】の融資の利子を補助いたします。本制度により事業者の負担を軽減し、資金繰りを支援することを目的とします。

(制度概要)

補給対象者	市内に事業所を有している事業者で、北海道の「 <u>中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】</u> 」を利用した事業者。
利子補給金額	1回目から36回目までの支払利子額 ※融資額のうち、500万円以内の部分に対する支払利子額 ・・・利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所(1個人)につき1回のみ
取扱期間	令和6年3月31日までに申し込みを行った融資制度に係るものが対象 ※令和6年4月1日以降に融資を受けた分については対象外です。
注意事項	① 本制度による利子補給については、毎年度の申請が必要となります。 ② 返済計画の変更等により、利子支払額に変更が生じた際は速やかに市にご連絡ください。
申込期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
申込先	恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332)

(申請手続き)

(ア) 融資の実行後、恵庭市経済部商工労働課にご連絡ください。

※既に融資を受けている場合も、まずは市までご連絡ください。

(イ) 利子補給申込書の様式を送付いたしますので、取り扱い金融機関作成の利子額がわかる償還表(返済予定表)の写し、融資申込書またはあっせん申込書の写し、請求書とともに市に提出してください。

(ウ) 内部審査を経て、利子補給の決定後、指定の口座に入金いたします。

※年度途中での融資の繰上償還や借換えなどにより、既に支給決定された利子の支払いが不要となったときは、不要となった金額を返金していただく必要がありますので、必ずご連絡ください。

【ご相談・お問合せ】 恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332) FAX:0123-33-3137
